

総合事業の内容

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）と、主に元気な高齢者を対象とし

合事業）には、要支援認定を受けた方等を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」があります。

介護保険制度のしくみ

地域包括支援センター

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

地域支援事業（総合事業）

日野市独自のサービス

費用の支払い

決まり方・納め方

保険料の方

介護予防・生活支援サービス事業

心身状態や生活機能の低下が見られ、支援を要する方に次のサービスを提供します。

サービスの種類 ①第1号訪問事業 ②第1号通所事業 ③介護予防ケアマネジメント
 利用者の心身状態等に応じ、「重点ケア型」「混合ケア型」「生活援助型」の3種類のサービスを利用することができます。

対象者 ①要介護・要支援認定の要支援1・2の認定を受けた方
 ②基本チェックリスト等により要支援相当の状態にあると判定された方（以下「事業対象者」と呼びます。事業対象者は、要支援1または要支援2相当の方です。）
 ※要支援2相当のサービスが必要な方は、日野市介護予防・生活支援サービス事業特例利用申請書を市に提出することと、要介護認定の申請手続きが必要です。

自立した生活を送るため、日常生活の簡単な手助けをしてもらう

第1号訪問事業（訪問型サービス）

- 利用時間・回数 1回1時間程度・週1～3回
地域包括支援センターの作成する介護予防サービス・支援計画書により決まります。
- 利用料 月額制で、利用回数により異なります。

訪問型サービスの一覧

サービス内容	サービス提供者のホームヘルパー資格の有無	利用者の対象像	1か月あたりの自己負担の目安※ (負担割合1割の場合)	
			週1回程度利用	週2回を超える利用
①重点ケア型 身体介護 生活援助	要	以下のいずれかの状態等であり、専門職による身体介護が必要な方 ○認知機能の低下により、日常生活に支障がある症状・行動を伴う方 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方 ○その他、特に手厚い支援が必要と認められる方	週1回程度利用 1,300円	週2回を超える利用 4,119円
			週2回程度利用 2,596円	
②混合ケア型	身体介護=要 生活援助=不要	○上記①の状態ではないが、身体介護が必要である方	週1回程度利用 1,215円	週2回を超える利用 3,849円
③生活援助型	生活援助のみ 不要	○上記①・②)に該当しない要支援相当の方	週1回程度利用 1,086円	週2回を超える利用 3,440円
			週2回程度利用 2,170円	

※自己負担の目安は、負担割合1割の場合のものを掲載しています。負担割合2割、3割の方は、2倍、3倍の額となります。
 ※サービス内容等により、自己負担額は変動します。

身体介護とは…利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが訪問し、排泄、入浴、食事、着替え等の支援を行います。
 ※利用者の身体に直接触れながら行う介助のほか、自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助も含まれます。

生活援助とは…居室の掃除整理整頓、洗濯、買い物、食事の準備配下膳等、日常生活上の支援を行います。
 ※同居の家族がいる場合や日常的な家事の範囲を超えることについては、サービスの利用はできません。

総合事業の利用について相談する

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などに相談し、第1号訪問事業と第1号通所事業などを適切に組み合わせたサービスが受けられるよう、介護予防ケアプランを作成してもらいます。
費用は相談も含め無料です。

通所介護施設等で機能訓練や運動などのサービスを受ける

第1号通所事業（通所型サービス）

- 利用時間・回数 1回2時間程度・週1～2回
地域包括支援センターの作成する介護予防サービス・支援計画書により決まります。
- 利用料 月額制で、利用回数により異なります。
- 提供する場所 ①重点ケア型…通所介護事業所等日野市が指定する施設
②混合ケア型 ③生活援助型…通所介護事業所、スポーツクラブ、接骨院等日野市が指定する施設

通所型サービスの一覧

サービス内容	利用者の対象像	1か月あたりの自己負担の目安※ (負担割合1割の場合)		
		事業対象者・要支援1 (週1回程度利用)	要支援2 (週1回程度利用)	事業対象者・要支援2 (週2回程度利用)
①重点ケア型 介護予防通所介護と同様のサービス（生活機能向上のための機能訓練・運動・レクリエーション等）	以下のいずれかの状態等であり、専門職による身体介護が必要な方 ○認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う方 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な方 ○その他、特に手厚い支援が必要と認められる方 ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれる方	1,921円	1,935円	3,868円
②混合ケア型	○上記①の状態ではないが、身体介護が必要である方	施設規模(定員) ・15人以下 1,834円	施設規模(定員) ・15人以下 1,847円	施設規模(定員) ・15人以下 3,694円
		・15人超 1,662円	・15人超 1,673円	・15人超 3,345円
③生活援助型 生活機能向上のための機能訓練・運動・レクリエーション等	○上記①・②)に該当しない要支援相当の方	施設規模(定員) ・15人以下 1,610円	施設規模(定員) ・15人以下 1,621円	施設規模(定員) ・15人以下 3,241円
		・15人超 1,540円	・15人超 1,551円	・15人超 3,101円

※食費、日常生活費は別途負担になります。 ※サービス内容等により、自己負担額は変動します。
 ※自己負担の目安は、負担割合1割の場合のものを掲載しています。負担割合2割、3割の方は、2倍、3倍の額となります。